

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 19 日 (火) 第 475 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 肥料の登録 (経営技術課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (4 件) (監理課取扱い) 3
- 公共測量の終了 (3 件) (監理課取扱い) 3
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 4
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

公 告

公 安 委 員 会 告 示

告 示

鹿児島県告示第927号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 12 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
南九州市穎娃町上別府字一本松ノ上3759番, 3760番, 字丸木込3761番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第928号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 12 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所

始良市蒲生町米丸字堂平1605番 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第929号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 12 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市財部町北俣字外ノ宇都4110番 1, 4110番39, 4110番40, 4110番43から4110番52まで, 4110番68, 4110番69, 4110番78, 4110番79, 4110番82, 4110番85, 4110番86, 4110番88, 4110番90, 4110番92, 4110番123, 4110番125, 宇焼尾8718番 1, 8718番 4, 8718番 5, 8718番10 (国有林)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第930号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和 5 年 12 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1363号	令和5年10月2日	令和8年10月1日	菌体肥料	イムタのチカラ	窒素全量 4.0 りん酸全量 2.0 加里全量 2.0	使用される原料, 含有を許される有害成分の	有限会社 縄文	鹿児島市 武一丁目 43番15号

						最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり		
--	--	--	--	--	--	------------------------	--	--

鹿児島県告示第931号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル地図の更新）
- 2 作業の期間 令和5年10月6日から令和7年1月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市全域

鹿児島県告示第932号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量，現地測量，路線測量及び復元測量）
- 2 作業の期間 令和5年10月27日から令和6年3月15日まで
- 3 作業の地域 日置市吹上町永吉地内

鹿児島県告示第933号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和5年11月27日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市川上町地内

鹿児島県告示第934号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量，現地測量，路線測量及び用地測量）
- 2 作業の期間 令和5年11月28日から令和6年1月26日まで
- 3 作業の地域 西之表市現和字小川谷

鹿児島県告示第935号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島地域振興局長から令和5年7月28日鹿児島県告示第613号で告示した公共測量の実施は、令和5年11月20日終了した旨の通知があった。

令和5年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第936号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から令和5年4月25日鹿児島県告示第422号で告示した公共測量の実施は、令和5年11月10日終了した旨の通知があった。

令和5年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第937号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南薩地域振興局長から令和5年3月17日鹿児島県告示第241号で告示した公共測量の実施は、令和5年8月25日終了した旨の通知があった。

令和5年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

- ア 鹿児島県有施設その1（18施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 6,671,526キロワットアワー
 - イ 鹿児島県有施設その2（13施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 4,315,053キロワットアワー
 - ウ 鹿児島県有施設その3（22施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 5,556,817キロワットアワー
 - エ 鹿児島県有施設その4（22施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 4,565,165キロワットアワー
 - オ 鹿児島県有施設その5（20施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 4,254,869キロワットアワー
 - カ 鹿児島県有施設その6（14施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 5,059,986キロワットアワー
 - キ 鹿児島県有施設その7（16施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 6,109,300キロワットアワー
 - ク 鹿児島県有施設その8（28施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 5,814,046キロワットアワー
 - ケ 鹿児島県有施設その9（12施設）で使用する電気
年間予想使用電力量 3,488,132キロワットアワー
 - コ 鹿児島県庁舎で使用する電気
年間予想使用電力量 12,744,233キロワットアワー
 - サ かごしま県民交流センターで使用する電気
年間予想使用電力量 3,113,622キロワットアワー
- なお、アからサまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 需要場所

入札説明書による。

- (4) 供給期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和5年12月19日から同月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
- ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便

により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

令和 6 年 2 月 13 日 正午 (郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1 の(1)のア 令和 6 年 2 月 14 日 午前 9 時 30 分
- (イ) 1 の(1)のイ 令和 6 年 2 月 14 日 午前 10 時
- (ウ) 1 の(1)のウ 令和 6 年 2 月 14 日 午前 10 時 30 分
- (エ) 1 の(1)のエ 令和 6 年 2 月 14 日 午前 11 時
- (オ) 1 の(1)のオ 令和 6 年 2 月 14 日 午前 11 時 30 分
- (カ) 1 の(1)のカ 令和 6 年 2 月 14 日 午後 1 時 30 分
- (キ) 1 の(1)のキ 令和 6 年 2 月 14 日 午後 2 時
- (ク) 1 の(1)のク 令和 6 年 2 月 14 日 午後 2 時 30 分
- (ケ) 1 の(1)のケ 令和 6 年 2 月 14 日 午後 3 時
- (コ) 1 の(1)のコ 令和 6 年 2 月 14 日 午後 3 時 30 分
- (サ) 1 の(1)のサ 令和 6 年 2 月 14 日 午後 4 時

イ 場所 鹿児島県庁 (行政庁舎 1 階) 管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国 (独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書 (代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3800
ファックス番号 099-286-5641
- 13 その他
(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) この入札に係る契約は、令和6年4月1日に確定する。
- 14 SUMMARY
(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
a Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.1
b Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.2
c Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.3
d Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.4
e Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.5
f Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.6
g Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.7
h Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.8
i Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.9
j Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building
k Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center
- (2) DELIVERY PERIOD:
From 1 April 2024 through 31 March 2025
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
12:00 a.m. 13 February 2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3800
FAX 099-286-5641

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第128号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 12 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	S ドラゴンハナハナ～閃光～DX	株式会社パイオニア	3S1039